

令和5年度富士山混雑情報等動画広報業務委託業者選定要領

1 業務の概要

(1) 事業内容

富士山における登山者による混雑の平準化及び富士登山の文化的伝統等の理解の促進を目的とし、WEB広告等を活用して、富士山の混雑情報等を紹介する動画（以下「混雑情報等動画」という。）を広く周知することにより、富士山登山者に混雑回避を促すとともに、富士登山の文化的伝統等の理解を促進する。

(2) 業務の名称

令和5年度富士山混雑情報等動画広報業務委託

(3) 契約期間

契約日から令和5年9月29日（金）まで

(4) 委託料上限額

2,904,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務の内容

別添「令和5年度富士山混雑情報等動画広報業務委託仕様書」のとおり。

ただし、仕様書の内容は企画提案書の内容を基に企画提案額の範囲内で変更することができるものとする。

3 実施方法

(1) スケジュール（予定）

内 容	日 程
質問受付期間	令和5年5月15日（月）正午まで
質問に対する回答	令和5年5月17日（水）まで
企画提案書提出期限（郵送・持参）	令和5年5月23日（火）正午必着
委託業者選定委員会（オンラインによる企画競争）	令和5年5月26日（金）
選定結果通知	令和5年5月29日（月）まで

(2) 質問

質問は、別添「質問用紙」により、Eメール又はFAXにて受け付ける。

ア 受付期間：令和5年5月10日（水）から令和5年5月15日（月）正午まで

イ 送付先：FAX 番号 055-223-1438

Eメール fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp

ウ 回答方法：令和5年5月17日（水）までに、回答をEメール又はFAXで送付する。

(3) 企画提案書の作成

別添「令和5年度富士山混雑情報等動画広報業務委託に関する企画提案書作成要領」のとおり。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書は、郵送又は持参により提出すること。ただし、郵送の場合は、書留

など発送・配達の確認できる方法によることとし、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間は除き、令和5年5月23日(火)は正午までとする。）とすること。

ア 提出期限：令和5年5月23日(火)正午必着

イ 提出先：山梨県観光文化・スポーツ部世界遺産富士山課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1（県庁別館2階）

静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁東館12階）

ウ 提出部数：上記提出先に5部ずつ提出（山梨県：5部、静岡県5部 計10部）

エ 到着確認：受付期間中に企画提案書が到着した場合、受理した旨をEメールにて通知する。

※紙媒体の提出のほか、提出書類をPDFファイル形式で下記アドレスへ送付すること

Eメール（山梨県）fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp

（静岡県）sekai@pref.shizuoka.lg.jp

※受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※企画提案は、1者1提案とする。

※企画提案提出後の修正は認めない。

(5) 委託業者選定委員会

各委員は、提出された企画提案書とともに、オンラインによるプレゼンテーションにより審査し、最も高得点であった者を採択する。

(6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

4 選定

(1) 選定方法

提出された企画提案書に基づき、富士山世界文化遺産協議会事務局である静岡県及び山梨県職員で構成する「令和5年度富士山混雑情報等動画広報業務委託業者選定委員会」が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と富士山世界文化遺産協議会は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

(2) 選定基準

別添「令和5年度富士山混雑情報等動画広報業務委託業者選定基準」のとおり。

(3) 提案日時

令和5年5月26日(金)午後2時から（※詳細な時間はメールにて連絡する）

(4) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和5年5月29日(月)までに、辞退者を除く全ての提案者にEメールで通知する。

5 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある(富士山世界文化遺産協議会の事務局である山梨・静岡県庁内及び選定委員会の使用に限る)。

(2) 辞退

企画提案書の提出以降に、本企画提案への参加を辞退する場合は、令和5年5月23日(火)正午までに、別添「辞退届」を提出すること。

なお、辞退することによって、今後、富士山世界文化遺産協議会との取引が不利になることはない。

※ 辞退に伴う企画提案当日のスケジュール変更については、変更のあった者のみにメールでお知らせする。

(3) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、富士山世界文化遺産協議会の事務局である山梨・静岡県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ その他、富士山世界文化遺産協議会と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合